

令和4年度第1回聖籠町男女共同参画計画策定委員会資料

聖籠町の取組状況について

聖籠町総務課

現行計画の概略

- 1 町の現行計画 第3次聖籠町男女共同参画計画
- 2 計画期間 平成30年度～令和4年度 ※ 第2次計画：H25～H29
- 3 計画の体系

基本理念

～『人と人・男と女』が支えあうまち～

基本目標

I 町民への男女平等意識の浸透

II 「人と人・男性と女性」の人権が尊重され、平等に暮らせるまちづくり

III 「人と人・男性と女性」が活躍できる環境づくり

IV 計画の確実な推進のための体制整備

重点目標

- 1 男女平等意識を深めるための啓発
- 2 男女平等に関する学習機会の確保
- 3 男女平等視点に立った行政サービスの実現

- 1 生涯を通じて心と体が健やかに暮らせる健康支援
- 2 あらゆる人が安心して暮らせる福祉サービスの充実
- 3 子育て・介護支援
- 4 男性の家事・育児・介護への参画
- 5 DVや性的な暴力の根絶

- 1 政策、方針決定への女性の参画促進
- 2 女性の能力開発・発揮のための支援
- 3 地域・防災活動への女性の参画促進
- 4 就業機会の均等と労働環境の整備
- 5 農水産業及び商工業者の男女共同参画の確立

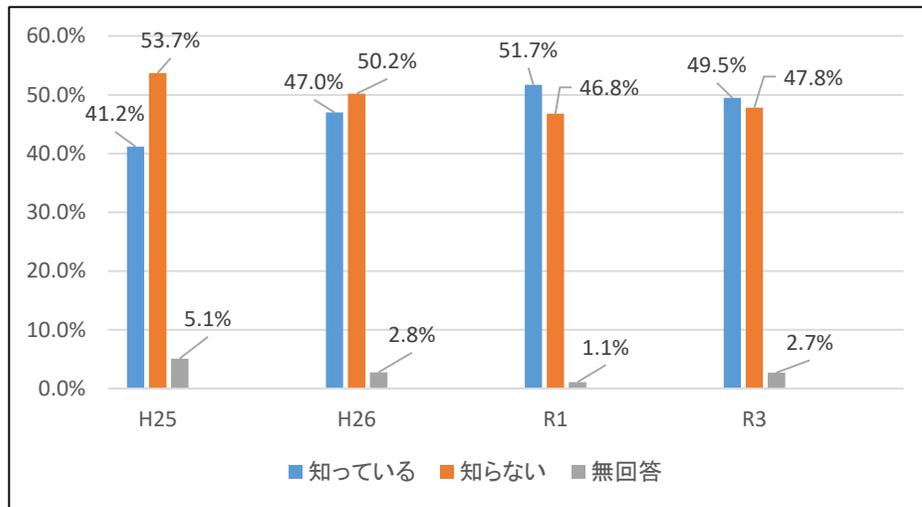
- 1 庁内の推進体制の充実
- 2 計画の適切な進行管理
- 3 近隣自治体、県及び関係団体との連携
- 4 町民や事業者との協働

- 現行計画は、策定委員会が中心となって従前の計画を見直すかたちで策定。
- 策定に当たっては、特に男女共同参画の理念の浸透や全庁的な体制で計画を推進できるような体制の整備をポイントとした。

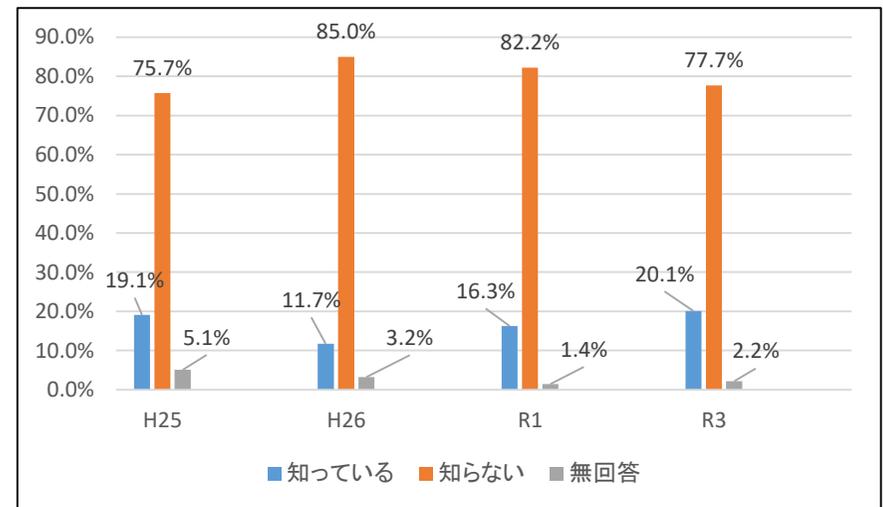
町民の意識

- ・ 現行計画では、男女共同参画に対する意識が町民に浸透しているか、必要に応じて意識調査を実施することとしている。
- ・ R1・3でそれぞれ実施した調査の結果(抜粋)は次のとおり。
- ・ また参考にH25・26で実施した調査の結果を抜粋

Q あなたは「男女共同参画」という言葉を知っていますか



Q 聖籠町でも男女共同参画が実施されていることを知っていますか



(調査回答数 H25:136人 H26:247人 R1:760人、R3:184人)

- 聖籠町民の「男女共同参画」という用語の周知度や町の取組の周知度は徐々に上がってはいるものの、聖籠町男女共同参画計画の指標である70%以上を大きく下回っている。
- 引き続き「男女共同参画」の理念の浸透が課題となる。また、特に町の事業の周知度が低い。

現行計画の取組状況

- ・ 計画に掲げた個別事業の直近2年間の取組状況について、実施の有無を整理。
- ・ 事業の実施度に応じて5段階で判定。(事業担当課による自己評価)
- ・ 各事業の詳細は、別添資料を参照。

	1	2	3	4	5	小計
I 町民への男女平等意識の浸透	0 0.0%	0 0.0%	3 30.0%	6 60.0%	1 10.0%	38 平均 3.8
II 「人と人・男性と女性」の人権が尊重され、平等に暮らせるまちづくり	0 0.0%	3 12.5%	9 37.5%	6 25.0%	6 25.0%	87 平均 3.6
III 「人と人・男性と女性」が活躍できる環境づくり	1 6.3%	6 37.5%	4 25.0%	4 25.0%	1 6.3%	46 平均 2.9
IV 計画の確実な推進のための体制整備	0 0.0%	1 14.3%	2 28.6%	3 42.9%	1 14.3%	25 平均 3.6
計画全体	1 1.8%	10 17.5%	18 31.6%	19 33.3%	9 15.8%	196 平均 3.4

○ 計画全体を通して「自己評価4～5(達成度8割～9割)」の取組は**約5割**にとどまり、「自己評価が2以下(達成度3割以下)」の取組については**約2割**という結果となった。

○ 一方で、＜基本目標 I＞については「自己評価4～5(達成度8～9)」に占める割合が**7割**となっている。

成果目標の達成状況

・計画の実行性を高めるとともに、その成果と課題を適切に把握するため、各基本目標に成果目標を設定

<基本目標Ⅰ> 町民への男女平等意識の浸透

項目		基準値	目標数値	結果	資料出所等
1	男女共同参画という用語の認知度	47.0% (2014)	70%以上	49.5% (2022)	町民意識調査
2	男女の地位の平等について、「女性が男性よりも地位が低い、又は弱い」と答える人の割合	29.1% (2014)	減少させる	26.2% (2022)	町民意識調査
3	関心のある人権問題として、「性別に基づく価値観の押し付け」と答える人の割合	今後実施	増加させる	— 今後実施	人権意識調査

<基本目標Ⅱ> 「人と人・男性と女性」の人権が尊重され平等に暮らせるまちづくり

項目		基準値	目標数値	結果	資料出所等
1	生活をする上で、貧困など様々な困難に直面していると答える人の割合	25.9% (2014)	減少させる	23.4% (2022)	町民意識調査
2	配偶者や恋人から身体的又は精神的な暴力を受けた場合、相談のための窓口があることを知っている人と答える人の割合	49.7% (2014)	増加させる	64.7% (2022)	町民意識調査
3	※男性が育児、炊事などの家庭の役割を主体的に行うことに抵抗感があると答える人の割合	14.6% (2014)	減少させる	12.5% (2022)	町民意識調査

成果目標の達成状況

＜基本目標Ⅲ＞「人と人・男性と女性」が活躍できる環境づくり

	項目	基準値	目標数値	結果	資料出所等
7	審議会等の委員に占める女性の割合	19.3% (2017)	30%以上	25.4% (2022)	総務課調べ
8	女性委員ゼロの審議会等の割合	6 (2017)	減少させる	5 (2022)	総務課調べ
9	性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できていると答える人の割合	34.0% (2014)	増加させる	41.8% (2022)	町民意識調査
10	女性消防団員数	0人	3人	0人	生活環境課調べ
11	まちなか防災訓練への女性参加者数	42.9% (2017)	40%以上を維持	46.04%	生活環境課調べ
12	ハッピー・パートナー企業の登録数	4	10	11	総務課調べ
13	くるみん認定企業数	0	2	0	総務課調べ
14	家族経営協定締結農家数	16	18	17	農業委員会調べ

＜基本目標Ⅳ＞計画の確実な推進のための体制整備

	項目	基準値	目標数値	結果	資料出所等
15	町の男女共同参画に対する認知度	11.7% (2014)	35%以上	20.1% (2022)	町民意識調査

1 配偶者暴力防止法に基づく市町村推進計画としての位置づけ

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本的な方針の一部が改正されたことにより、市町村に、区域内における配偶者からの暴力の防止を及び被害者の保護のための計画を定めるよう努力義務(令和2年度通知より)※男女共同参画計画と一体的に策定可能

2 女性のつながりサポート事業

- ・ 「生理の貧困」に対する事業。
- ・ 女性用品の配布を通して、支援対象者と相談窓口をつなぐ取組(R3年度以降県より事業開始)
- ・ 保健福祉課、教育委員会、社会福祉協議会で対応。

3 男女センター相互支援ネットワーク

- ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応における男女センター相互支援促進事業
- ・ 男女センターの相互のネットワークを構築し、災害発生時に全国の男女センターから物資、人、情報等が集約・発信され、被災地に的確に提供・支援される体制を形成(R3年度以降全国女性会館より事業開始)

4 定住自立圏連携協定に基づく、新発田市・胎内市との共同事業

- ・ 町単独では財政・人員の制約上取組が難しいものでも、3市町の連携により効率的に取組を推進できる。(H29年度以降事業開始)
- ・ 圏域市町が連携してセミナーの開催や男女共同参画週間における巡回パネル展に取り組む。

1 理念の浸透に向けた取組みの促進

- ・ R3町民意識調査において、理念の浸透が徐々に上がってきてはいるものの、十分な浸透とはいえない。
- ・ 町の取組事業で、男女共同参画社会の実現のために広報や講演会を開催するなど、様々な啓発活動を行ってきたが、より継続的な啓発が必要。

2 庁内の推進体制の活用

- ・ 現行計画策定時では、庁内で十分な取組や連携がなされなかった反省を踏まえ、全庁的な体制の整備をポイントとして策定した。
- ・ そこで、庁内の推進体制を新設したところであり、次期計画を推進するうえでどのように活かすかがポイントとなる。

3 新たな取組の必要性

- ・ 現行計画における指標目標の達成状況や町民男女共同参画意識調査アンケートの結果から、男女共同参画の意識改革が進んでいないという現実にある。
- ・ これまでの取組を一層推進するとともに、新たな取組の検討が必要である。

- 男女共同参画社会実現への取組に特効薬はなく、中長期的に取組を続ける必要がある。
- 一方で、**計画に掲げた事業を、確実に実施できる仕組み（推進体制）づくりは不可欠。**
- したがって、国・県の計画を基に、現行計画をベースに必要事項（事業）を加筆修正しつつ、課題解決に向けたより具体的な推進ができるような見直しが必要。